

令和元年度

社会教育主事講習開催要項

期間：令和元年 7月16日(火)～8月8日(木)

実施機関：弘前大学

会場：弘前大学創立50周年記念会館
青森県武道館

目 次

1. 目 的	1
2. 実施機関	1
3. 参加県	1
4. 講習期間	1
5. 会 場	1
6. 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ 配当時間数、教育方法及び担当講師予定者職・氏名	1
7. 受講資格及び受講者数	3
8. 受講申込みの方法	4
9. 受講者の決定・通知	4
10. 既修の科目・単位又は学修の取扱いについて	4
11. 受講者の集合(受付)・開講式日時	5
12. 受講に要する経費(受講者負担分)	5
13. 講習についての問い合わせ	5
14. 社会教育主事講習日程表	6
15. 社会教育主事講習受講申込書用紙(別紙1)	
16. 勤務証明書用紙(別紙2)	
17. 経歴証明書用紙(別紙3)	
18. 「社会教育演習」希望調べ用紙(別紙4)	
19. 社会教育主事講習単位修得認定申請書用紙(別紙5)	

1. 目 的

本講習は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の5の規定並びに社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号。以下「規程」という。)に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するのに必要な専門的知識、技能を習得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2. 実施機関

弘前大学

3. 参加県

青森県、岩手県、秋田県

4. 講習期間

令和元年7月16日(火)から令和元年8月8日(木)

ただし、7月16日(火)から7月19日(金)(3泊4日)は、宿泊研修とする。

5. 会 場

弘前大学創立50周年記念会館

(弘前市文京町1番地 TEL:0172-39-3490)

宿泊研修 青森県武道館

(弘前市豊田2丁目3番 TEL:0172-26-2200)

6. 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、教育方法、配当時間数及び担当講師予定者職・氏名

科目名	単位数	講義内容・テーマ	教育方法	配当時間数	担当講師予定者の職・氏名
生涯学習概論	2	1 生涯学習の理念と施策			
		(1)生涯学習の理念と現代的意義 (2)生涯学習をめぐる国際的動向	講義	6	弘前大学准教授 松本 大
		2 社会教育の意義と展開			
		(1)社会教育の本質	講義	6	弘前大学講師 深作 拓郎
		(2)東北における社会教育の特徴	講義	4	岩手大学客員教授 新妻 二男
		(3)住民の学習と社会教育	講義	4	弘前大学名誉教授 大坪 正一
		3 社会教育行政の特徴と展開			
		(1)生涯学習関連施策の動向	講義	2	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 調整中
		(2)青森県の地域課題と社会教育行政	講義	2	青森県教育庁生涯学習課企画振興グループマネージャ 大島 義弘 一 主任社会教育主事
		4 社会教育施設の意義と特徴			
(1)社会教育施設の理念と機能 (2)社会教育施設の現代的課題	講義	6	弘前学院大学准教授 生島 美和		
		小計		30	

科目名	単位数	講義内容・テーマ	教育方法	配当時間数	担当講師予定者の職・氏名
社会教育計画	2	1 社会教育計画の意味			
		社会教育計画とは何か	講義	2	弘前大学准教授 松本 大
		2 社会教育計画の方法と視点			
		(1)社会教育における教育・学習	講義	2	弘前大学准教授 松本 大
		(2)社会教育事業計画の方法と視点	講義	4	岩手大学准教授 朴 賢淑
		3 社会教育施設の経営			
		社会教育施設の経営と評価	講義	6	秋田大学教授 原 義彦
		4 社会教育関係職員の役割と力量形成			
		社会教育関係職員論	講義	4	放送大学千葉学習センター所長 長澤 成次
		5 地域課題と社会教育計画			
(1)地域づくりと社会教育計画	講義	6	東北大学教授 高橋 満		
(2)学校外教育論	講義	6	弘前大学講師 深作 拓郎		
		小計		30	

科目名	単位数	講義内容・テーマ	教育方法	配当時間数	担当講師予定者の職・氏名
社会教育演習	2	地域づくりと社会教育に関する研究	演習	63	弘前大学准教授 松本 大 弘前大学講師 深作 拓郎 青森県教育庁生涯学習課地域連携推進グループ 社会教育主事 田中 雅人
		地域学校協働活動に関する研究			弘前大学講師 深作 拓郎 青森県教育庁生涯学習課地域連携推進グループ 社会教育主事 今 知義
		社会教育施設の諸問題に関する研究			弘前大学准教授 松本 大 青森県教育庁生涯学習課地域連携推進グループ マネージャー主任 社会教育主事 三浦 博明
		小計			63

科目名	単位数	講義内容・テーマ	教育方法	配当時間数	担当講師予定者の職・氏名
社会教育特講	3	1 地域づくりと社会教育			
		(1) 北東北における地域づくり	講義	6	弘前市公民館活動等活性化アドバイザー 野口 拓郎
		(2) 震災後の地域づくりと女性の学習	講義	4	福島大学名誉教授 千葉 悦子
		2 地域学校協働活動			
		(1) 地域社会と学校	講義	4	弘前大学教授 福島 裕敏
		(2) 地域学校協働活動と社会教育	講義	2	弘前大学准教授 松本 大
		(3) 地域学校協働活動の実際	講義	2	NPO法人まなびのたね ネットワーク代表理事 伊勢 みゆき
		3 社会的包摂と社会教育			
		(1) 障害者の生涯学習	講義	4	青森県立保健大学講師 廣森 直子
		(2) 若者の現代的困難と社会教育			
		(3) 地域ネットワークと社会教育			
		4 社会教育の現代的動向			
		(1) 市民社会と社会教育	講義	2	岩手大学准教授 朴 賢淑
		(2) 子育て支援と社会教育	講義	2	弘前大学講師 深作 拓郎
		(3) 地域スポーツと社会教育	講義	2	NPO法人スポネット弘前理事長 鹿内 葵
		(4) 自然体験と社会教育	講義	2	弘前大学准教授 中村 剛之
		(5) 大学と地域の連携	講義	2	弘前大学講師 深作 拓郎
(6) 博学連携をめざした博物館学習の推進	講義	4	弘前大学教授 宮崎 充治		
(7) メディアリテラシーと社会教育	講義	4	弘前大学准教授 森本 洋介		
(8) 教育委員会制度と社会教育	講義	4	弘前大学講師 桐村 豪文		
小計			46		
合計			169		

7. 受講資格及び受講者数

社会教育主事講習等規程第2条に該当する者 約50名

【社会教育主事講習等規程第2条】

第2条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和26年法律第17号。以下「改正法」という。)附則第2項の規定に該当する者
- 2 教育職員の普通免許状を有する者
- 3 2年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者(注1)
- 4 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあった者(注2)
- 5 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

注1 2年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった者又は同号ハに規定する業務に従事した者¹

イ	社会教育主事補
ロ	<p>官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 文部科学省、独立行政法人国立青少年教育振興機構等において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職 2. 地方公共団体の教育委員会において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職 3. 大学等において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職 4. 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職 5. 図書館法第4条に規定する司書の職 6. 博物館法第4条第4項に規定する学芸員の職 7. 社会教育関係団体において社会教育に係る学習や文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職であって、文部科学大臣がロの1~3に掲げる職に相当すると認めた職 8. その他文部科学大臣がロの1から7までに規定する職と同等以上と認めた職
ハ	<p>官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 独立行政法人国立青少年教育振興機構等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導 2. 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導 3. 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導 4. 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導 5. 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導 6. 独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第3号に規定する国民等の協力活動 7. その他文部科学大臣がハの1から6までに規定する業務と同等以上と認めた業務

¹ 詳細は、平成13年12月13日付、13文科生第703号、文部科学省生涯学習政策局長通知「社会教育主事の資格及び社会教育主事講習の受講資格等の取扱いについて」及び社会教育法等の一部を改正する法律(平成20年法律第59号)の施行に伴う「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定」(平成20年6月11日文部科学省告示第89号)を参照のこと。

注2 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあつた者

1. 校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員などの常時勤務するものの職
2. 学校教育法第124条に規定する専修学校の校長及び教員の職
3. 少年院法第1条に規定する少年院又は児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
4. その他文部科学大臣がこの欄の1から3までに規定する職と同等以上と認めた職

8. 受講申込みの方法

1) 受講希望者は、次の書類を勤務先又は居住地の教育委員会社会教育主管課へ、6月18日(火)までに必着するよう提出すること。

- (1) 受講申込書(別紙1)
- (2) 受講資格を証明する関係書類(受講資格に該当するいずれかの証明書)

受講資格	必要書類
第2条第1号	大学、短期大学、高等専門学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)証書の写
第2条第2号	教育職員免許状の写又は教育職員免許状授与証明書
第2条第3号、第4号、第5号	(1) 2年以上第2条第3号の社会教育に従事した職員・委員等に該当 → 勤務証明書(別紙2) (2) 2年以上第2条第3号の社会教育関係団体の会長又は副会長等に該当 → 教育委員会による経歴証明書(別紙3) (3) 社会教育関係団体役員と公民館主事等の社会教育職員の期間を合算して2年以上とする場合 → 勤務証明書(別紙2)と経歴証明書(別紙3)の両方 (4) 4年以上第2条第4号の職に該当 → 勤務証明書(別紙2)

- (3) 「社会教育演習」希望調べ(別紙4)
- (4) 返信用封筒(受講許可書、実施要項等送付用) 1通
 角2封筒に住所、氏名を記入し、郵便切手485円(速達料金を含む)を貼付のこと。

2) 各県の教育委員会は、提出された受講申込書について受講資格を十分調査の上、受講資格者の提出書類を一括して、受講申込名簿を添えて指定の期日までに

〒036-8560 弘前市文京町1番地 弘前大学教育学部内
 弘前大学社会教育主事講習運営委員会事務局 宛てに送付すること。

9. 受講者の決定・通知

- 1) 受講者の決定は、社会教育主事講習運営委員会で協議の上、弘前大学長が行う。
- 2) 受講許可者には、受講許可書を発送するとともに、各県の教育委員会に許可者名を通知する。

10. 既修の科目・単位又は学修の取扱いについて

規程第7条第2項の規定に該当する科目は、「生涯学習概論又はこれに相当する科目(2単位)」及び「社会教育計画(2単位)」の2科目とする。平成9年度以降に大学を卒業した者に限り、本人の申請に基づき、運営委員会で審査の上、単位取得を認める。これらの科目の単位を取得した者又は規程第7条第3項に規定する学修をした者の本講習の受講方法については、事前に主任講師から本人に連絡する。

なお、認定を希望する者は、単位修得認定申請書(別紙5)に、規程第7条第2項に該当する場合にあっては講習等名、受講科目、単位数及び受講機関等の内容を記載した証明書1通を添付して、受講申込書と同時に提出のこと。

【社会教育主事講習等規程（第7条）】

第7条 単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

2 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者がすでに大学において第3条の規定により受講者が修得すべき科目に相当する科目の単位を修得している場合には、その単位修得をもって同条の規定により受講者が修得すべき科目の単位を修得したものと認定することができる。

3 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で、第3条に規定する科目の履修に相当するものを行っている場合には、当該学修を該当科目の履修とみなし、当該科目の単位の認定をすることができる。

11. 受講者の集合（受付）・開講式日時

- 1) 集合日時：令和元年7月16日（火）12時30分～13時00分（受付）
- 2) 集合場所：青森県武道館（弘前市豊田2丁目3番）
- 3) 開講式：令和元年7月16日（火）13時10分から上記で行う。
（開講式終了後に記念撮影、オリエンテーションを行う。）

12. 受講に要する経費（受講者負担分）

受講者は、受講に要する経費（宿泊研修費・演習経費・報告書作成経費・その他雑費等）として20,000円を銀行振込で指定の期日までに納付すること。期日と振込先については、受講許可書と合わせて通知する。

なお、受講に伴う旅費、宿泊費（青森県武道館での宿泊研修費以外）、テキスト代、参考図書代等は受講者の負担とする。

13. 講習についての問い合わせ

本講習に関する問い合わせは、次の各県の教育委員会（教育庁）、又は実施機関の担当者へ照会してください。

青森県	青森県教育庁 生涯学習課 企画振興グループ 指導主事 小田川 周 平 〒030-8540 青森市長島1-1-1 TEL：017-734-9888 FAX：017-734-8272 メールアドレス：shuhei_odagawa@pref.aomori.lg.jp
岩手県	岩手県教育委員会事務局 生涯学習文化財課 主任社会教育主事 鈴木 玲 子 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 TEL：019-629-6176 FAX：019-629-6179 メールアドレス：r-suzuki@pref.iwate.jp
秋田県	秋田県教育庁 生涯学習課 社会教育・読書推進班 社会教育主事 櫻庭 直 〒010-8580 秋田市山王3-1-1 TEL：018-860-5184 FAX：018-860-5816 メールアドレス：Sakuraba-Naoshi@pref.akita.lg.jp
実施機関 弘前大学	弘前大学教育学部内 社会教育主事講習運営委員会事務局 教育学部総務グループ 島村 幸 希 〒036-8560 弘前市文京町1番地 TEL：0172-39-3325 FAX：0172-32-1478 メールアドレス：jm3325@hirosaki-u.ac.jp

※個人情報の取り扱いについて

受講申込書等に記載された受講申込者の住所、氏名その他の個人情報は、本講習に付随する業務を行うために利用するものとし、その他の目的には利用しません。

令和元年度 弘前大学社会教育主事講習日程

【会場：青森県武道館】

期 日	8:50~10:20	10:30~12:00	13:00~14:30	14:40~16:10	18:30~21:00
7/16 (火)			開講式 オリエンテーション	生涯学習の理念と施策(1) 生涯学習の理念と 現代的意義 松本 大	社会教育演習 松本・深作・社教主事
7/17 (水)			社会教育の意義と展開(1) 社会教育の本質 深作 拓郎	社会教育行政の特徴と展開(2) 青森県の地域課題と 社会教育行政 大島 義弘	社会教育演習 松本・深作・社教主事
7/18 (木)	社会教育演習 松本・深作・社教主事	社会教育の意義と展開(2) 東北における社会教育の特徴 新妻 二男		社会教育演習 松本・深作・社教主事	社会教育演習 松本・深作・社教主事
7/19 (金)	生涯学習の理念と施策(2) 生涯学習をめぐる国際的動向 松本 大	社会教育計画の意味 社会教育計画とは何か 松本 大		社会教育演習 松本・深作・社教主事	

【会場：弘前大学創立 50 周年記念会館】

期 日	8:40~10:10	10:20~11:50	12:40~14:10	14:20~15:50	16:00~17:30
7/22 (月)	社会教育の現代的動向(2) 子育て支援と社会教育 深作 拓郎	社会教育演習 松本・深作・社教主事	社会教育施設の意義と特徴 社会教育施設の理念と機能、社会教育施設の現代的課題 生島 美和		
7/23 (火)	社会教育演習 松本・深作・社教主事	地域学校協働活動(2) 地域学校協働活動と 社会教育 松本 大	地域学校協働活動(3) 地域学校協働活動の 実際 伊勢 みゆき	社会教育の現代的動向(8) 教育委員会制度と社会教育 桐村 豪文	
7/24 (水)	社会教育演習 松本・深作・社教主事	社会教育計画の方法と視点(2) 社会教育事業計画の方法と視点 朴 賢淑		社会教育の現代的動向(1) 市民社会と社会教育 朴 賢淑	
7/25 (木)	社会教育演習 松本・深作・社教主事	社会教育の現代的動向(3) 地域スポーツと 社会教育 鹿内 葵	社会的包摂と社会教育(3) 地域ネットワークと 社会教育 平間 恵美	社会教育の現代的動向(7) メディアリテラシーと社会教育 森本 洋介	※
7/26 (金)	社会教育演習 松本・深作・社教主事	社会教育の意義と展開(3) 住民の学習と社会教育 大坪 正一		地域学校協働活動(1) 地域社会と学校 福島 裕敏	
7/29 (月)	社会教育計画の方法と視点(2) 社会教育における 教育・学習 松本 大	社会教育演習 松本・深作・社教主事	地域づくりと社会教育(1) 北東北における地域づくり 野口 拓郎		
7/30 (火)	社会教育演習 松本・深作・社教主事	社会教育施設の経営 社会教育施設の経営と評価 原 義彦			
7/31 (水)	地域課題と社会教育計画(2) 学校外教育論 深作 拓郎		社会的包摂と社会教育(1)(2) 障害者の生涯学習、若者の現代的困難と社会教育 廣森 直子		
8/1 (木)	社会教育演習 松本・深作・社教主事	社会教育行政の特徴と展開(1) 生涯学習関連施策の動向 文部科学省		社会教育の現代的動向(7) 自然体験と社会教育 中村 剛之	
8/2 (金)	社会教育の現代的動向(6) 博学連携をめざした博物館学習の推進 宮崎 充治		地域課題と社会教育計画(1) 地域づくりと社会教育計画 高橋 満		
8/5 (月)			社会教育関係職員の役割と力量形成 社会教育関係職員論 長澤 成次		社会教育演習 松本・深作・社教主事
8/6 (火)			社会教育の現代的動向(5) 大学と地域の連携 深作 拓郎	社会教育演習 松本・深作・社教主事	地域づくりと社会教育(2) 震災後の地域づくりと女性の学習 千葉 悦子
8/7 (水)	社会教育演習 松本・深作・社教主事				
8/8 (木)	社会教育演習 松本・深作・社教主事		閉講式		

(生涯学習概論：ピンク、社会教育計画：青、社会教育演習：黄、社会教育特講：緑)

※7月25日(木)17時40分~19時10分、7月31日(水)17時40分~19時10分：社会教育演習

(別紙1)

社会教育主事講習受講申込書

令和 元年 月 日

弘 前 大 学 長 殿

氏 名 :

令和元年度社会教育主事講習を受講したいので受講資格を証明する関係書類を添えて下記により申し込みます。

記

フリガナ 氏 名		生年月日	昭 和 平 成	年 月 日	年齢	歳	
現住所	(〒 -) 連絡先 (Tel - -) / 緊急連絡先 (Tel - -) (E-mail :)						
所属先	名 称	(勤務先 :)					
	職 名		常勤・非常勤の別				
	所在地	(〒 -)					
	連絡先	TEL		FAX			
	E-mail						
受講希望科目 ※受講希望欄に ○印をすること	科 目	単 位	受 講 希 望 欄				
	生涯学習概論	2					
	社会教育計画	2					
	社会教育演習	2					
	社会教育特講	3					
単位修得の認定を受けた科目及び単位			単位修得の認定を希望する科目及び単位				
受講資格	社会教育主事講習等規程第2条の 号に該当						
最終学歴							
職 歴 (資格関係分)	自 年 月 ~ 至 年 月 (年 九月)						
	自 年 月 ~ 至 年 月 (年 九月)						
	自 年 月 ~ 至 年 月 (年 九月)						
	自 年 月 ~ 至 年 月 (年 九月)						
	自 年 月 ~ 至 年 月 (年 九月)						

※勤務先は所属先と異なる場合に記入してください。例：(株)〇〇会社(勤務先：〇〇図書館)

(別紙2)

勤 務 証 明 書

氏 名：

生年月日： 昭和 年 月 日
平成

上記の者は本 記 に下記のとおり勤務していたことを証明する。

期 間	職 名	職 務 内 容
自 年 月 日 至 年 月 日 (年 月)		
自 年 月 日 至 年 月 日 (年 月)		
自 年 月 日 至 年 月 日 (年 月)		

令和 元年 月 日

所属長氏名



注 意

1. 職名の欄には、発令されたとおりの職名を記入すること。
2. 職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。
3. この証明書は、規程第2条の第3、第4、第5号該当者のみ添付すること。

(別紙3)

経 歴 証 明 書

住 所：

氏 名：

上記の者は、社会教育団体の役員として、下記のとおり在任していたことを証明する。

記

期 間	団体名	職 名	職務内容
自 年 月 日 至 年 月 日 (年 力月)			
自 年 月 日 至 年 月 日 (年 力月)			
自 年 月 日 至 年 月 日 (年 力月)			

令和 元年 月 日

証明者

印

注 意

1. 職名の欄には、発令されたとおりの職名を記入すること。
2. 職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。
3. この証明書は、規程第2条の第3、第5号該当者のみ添付すること。

「社会教育演習」希望調べ

氏 名	勤 務 先

社会教育演習は、次の3つのテーマに分かれ、メンバーの関心をもとにグループで共同研究を行います。あなたが希望する演習テーマを第1希望から第3希望まで選択し、各テーマの口欄に1、2、3と希望順位を記入し、社会教育主事講習申込書と一緒にこの希望調べを提出してください。社会教育演習グループ編成は、受講者の希望を考慮の上、人数等を勘案して決定します。

記

1. 地域づくりと社会教育に関する研究

担当講師：弘前大学教育学部 准教授 松 本 大
弘前大学生涯学習教育研究センター 講師 深 作 拓 郎
青森県教育庁生涯学習課地域連携推進グループ
社会教育主事 田 中 雅 人

関連キーワードの例

地域づくり、地域課題、地域住民組織、地域コミュニティ、人口減少、少子高齢化 等

2. 地域学校協働活動に関する研究

担当講師：弘前大学生涯学習教育研究センター 講師 深 作 拓 郎
青森県教育庁生涯学習課地域連携推進グループ
社会教育主事 今 知 義

関連キーワードの例

地域学校協働活動、コーディネーター、地域の教育力、学校支援、放課後子ども教室 等

3. 社会教育施設の諸問題に関する研究

担当講師：弘前大学教育学部 准教授 松 本 大
青森県教育庁生涯学習課地域連携推進グループ
グループマネージャー 主任社会教育主事 三 浦 博 明

関連キーワードの例

公民館、図書館、博物館、自然の家、職員、住民参加、施設の管理運営 等

※上に挙げた「関連キーワード」は、あくまで希望するグループを考えるうえでの参考として挙げた例であり、実際には、グループのメンバーや担当講師との協議のもとで自由に内容を検討することになります。

(別紙5)

社会教育主事講習単位修得認定申請書

下記の表第4欄に掲げる事由を証する書類を添えて次のとおり申請いたします。

令和 元年 月 日

弘 前 大 学 長 殿

氏 名

印

1 氏 名	生年月日	昭和 平成	年 月 日
2 住 所	〒		
3 認定を希望する 科目及び単位数			
4 申請事由及 び適用条件			
5 備 考			